

新・島根の中山間地から Work as Life

第2回

「分けと介入」

野中 浩一



1. 生活の流れ

東京から島根に移住して18年。
家の周りは田んぼと畑と低い山々。

わが家から隣の家までは100m以上離れている。
私はいわゆる里山に住んでいる。

そんな、家もまばらな中山間地域だが、近所に小学校があり、
そしてその向かいに、集落唯一のお店、山田屋がある。

お菓子とおつまみ、そしてジュースとお酒を売っている、
表がお店、奥が民家といった、昔ながらの小さな商店である。

その日は、たまたまお世話になった方にビールを渡す必要があり、
私は夜8時すぎに山田屋を訪ねた。

店内に入ると、明かりがついているものの、人はおらず、
開いているかどうか、判断に迷った。

それでも、今日中にビールを持ってお礼に伺いたかった私は、
お店のガラス張りの縦長冷蔵庫からビール6本組みを取り出した。

すると、そのタイミングで奥から店主のおじいさんが出てきた。

私はそのビールを掲げて、「まだ大丈夫ですか？」と、この遅い時間に買い物してもいいか尋ねた。

「は？」

なにを言っているのか分からないという反応が返ってきた。さて、私の声が小さくて聞き取れなかったのか、私の言葉の意味が分からなかったのか、捉えかねた。

そこで今度は、「買わせてもらってもいいですか？」と、さっきより大きな声で聞いた。

「は？」

さっきと変わらない返事。早くビールを買って届けに行きたいけれど、どうしたらいいものか、少し焦る。そこで、「このビール買いたいんですけど、まだ時間大丈夫ですか？」と、さらに声を張った。

「はぁ？」

やはり伝わっていない様子。次の言葉が思いつかず、どうしていいか戸惑っていると、店主のおじいさんが気づいた様子で、

「あ～～、そんなこと聞く人はおらんよ。この店はおらが起きてる時間が開いてる時間だ。常連さんには夜9時過ぎてから閉まったドア叩いて買ってく人もおるよ。カカカカ。」と笑う。

・・・余談

明治維新以降(特に第二次大戦後)、日本もグローバル社会と呼ばれる欧米センタードな土俵の上において、時間、建物、生活と仕事、なんでもキッチリ区切ることが当たり前になっている。

けれど、山田屋さんのような曖昧さ、区切りはあるけれど生活の流れに沿っていて柔らかい、そんな営みが自然なものとして体現されていることに、なんかほっこりする。

※店名は仮名

2. 精神医療と介入

学校（特に特別支援、通級、不登校対応等）において、精神医療やそこでの診断がとても大きな力を持つようになっていると感じている。医療連携という言葉も、学校現場でごく当たり前に耳にする。

こうした医療の供給体制が整った現代だからこそ、医療を妄信しやすい土壌にいることを自覚することが大切ではないかと考えることがある。そうした文脈において「①精神医学と身体医学の違い」「②発達障害にまつわる通説」「③診断（操作的診断基準）」について、2冊の雑誌『こころの科学』と『そだちの科学』の引用から考えたい。

① 精神医学と身体医学の違い

齊尾武郎は、『精神医学には、そもそも精神疾患は、身体疾患と同様の医学的疾患なのか、という根本的な問題がある。平たく言えば、「こころだって、からだです」というのは本当なのかということだ。』と述べている。心と身体は、繋がってはいるが違いもあり、心の医療と身体の医療の違いも大きい。

私がフリースクールで一緒に過ごしている高校生たちは、精神医療にかかり、何かしらの診断をもらい、薬を服用していることが少なくない。“精神”疾患における心の医療と、“身体”疾患における身体の医療は、大きな違いがあるにも関わらず、使う側にとってみれば「医者と薬」という共通イメージで一括りにされている。しかし実際は、『身体疾患の多くは「客観的」な「異常」所見に基づいており、それを裏づける生物医学的な疾患過程がある。しかし、精神疾患は客観的な異常も、はっきりとした生物医学的な疾患過程もまだ判明していない。』しかし医療に携わらない利用者の側からすれば、こうした違いがあるとの考えすら思い当たらないのが通常であろう。

『精神疾患を心理社会的に理解することは、一般社会で起きている種々のトラブルを精神医学の文脈で理解することにつながる。従来であれば精神疾患と考えられていなかった精神・行動の「問題」、「異常」を精神疾患と見なし、精神医学的な治療対象にするようになる。』このような動きが、良くも悪くも精神科や心療内科を身近にし、なにかしらの診断をもつ人を急増させている。

例えば、学校で不適応を起こすと聞き取った状態像をもとに診断名が付き、それが適応できない理由として語られる。こうして不適応など種々の「問題」を精神医療の領域の範疇^{はんちゆう}の「異常」であると“決め”ることによって、その人の状態としての共通認識を生じさせている。

② 発達障害にまつわる通説

北村俊則は、『広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害が（他の疾患とは異なった）一つの大カテゴリーに含まれるという「仮説」が支持できるかどうか』『そうだったとして、それらが脳の機能障害だと断定してよいのか』と述べている。

「発達」に「障害」という考え方が用いられるようになって、種々のうまくいかなさに理由がついて安心できた人がいる。それは本人に限らず、家族や、先生や上司などである場合も多い。一方で、理由がついたことで、可能性が停滞してしまったり、自分が普通じゃない(※1)という実感をもってしまうこともある。

北村は、発達 (development) とは『感じ方、考え方、行動の仕方の特徴あるいはその能力を指しているのではないか。』として、『障害の程度は個体とそれが置かれた環境の齟齬の程度である。』と述べている。

発達障害=脳の機能障害というどの本でも書いてあるような通説すらも、あくまで今の時点で有力とされている仮説である。脳の神経ネットワークについての研究は日々進化しており、今も新しい発見が行われている途上である。当事者以上に、当事者支援の制度設計をする国や地方自治体が、こうした道半ばの考え方をどこまで制度に織り込むのか、その塩梅は、良くも悪くも多くの人生を変えるだけの力を持っていることを忘れてはならないと、私は感じている。

北村は言う。『八人に一人から三人に一人の割合で起きうる「障害」があるのだろうか』と。

③精神医学の診断（操作的診断基準）

武井明は、『思春期外来での精神科医の仕事は、受診した子どもたちに「こころの病気」の診断をつけるところから始まる。』と述べている。『しかしながら、そのような操作的診断基準は PTSD の項目を除いては、「こころの病気」の原因を扱ってはならず、受診した時点で診断基準に当てはまる症状がいくつあるのか、あるいはどれくらいの間、症状が持続したのかによって診断がなされる』

医療法人社団五稜会病院のホームページでは「操作的診断基準」について、『精神疾患は、原因が不明で生物学的な検査方法がなく、臨床症状によって診断せざるを得ないため、信頼性の高い診断を行うために設けられた診断基準』であり『原因や病態から症状を説明出来るような身体の病気の診断とは全く異なる』と表記している。

この文言からも分かるとおり、医師や医療関係者は、「操作的診断基準 (DSM や ICD 等)」の「不確かさや限界や課題」を知っている。このことは診断のみではなく、精神医療そのものや、精神疾患において用いられる薬についても同様のことが言えるだろう。

一方で、受診する側の子どもや家族、連携している学校や先生は、「診断結果」の読み取り方や、「疾患や症状や障害」の特徴と対応の仕方を学ぶことはあっても、精神医療が抱える、こうした不確かさや限界、発展途上の分野であるがゆえに問題視されている課題に触れる機会は少ないのではないかと感じている。

医療的に見ることは、その子の「部分」に着目することである。医師も、できる限りその子の全体像に迫りながら理解を深めて診断や投薬をしようとするが、その試みが完全ではないことを (多くの場合) 自覚している。一方で、学校や家庭でその子を見ている先生や家族は、時間的・空間的に、その子の生活の「広

域」を見渡すことができるという強みがある。先生や家族も、医療による診断はあくまで病院に行った一刻の診察やアセスメントによる、その子の“ごく一部”から判断されたものだと理解し、寄りかかりすぎないことも、ときに必要であろう。

3. 安全の感覚

私はフリースクール運営を始めた17年前から、不登校や発達障害のレッテルを貼られた思春期の子の中に、既存の理論だけでは説明がつきにくい、乳幼児期における「安全感」の積み重ねの不全を感じるものがあつた。

つまり、心身や脳の発達が著しい乳幼児期に、(自分でコントロールできない)不安感や緊張感を蓄積することで、将来にわたるホルモン分泌や自律神経の調整に支障をきたしているのではないかと感じていたのである。

そんな中、『そだちの科学』の中に、『近年、諸処の精神疾患や発達障害、養育環境的な悪影響等を広く包含して、その共通背景が神経レベルでシステマチックな調整不全であるという枠組み』で説明されることが増えており、『神経調整不全の主な要因の一つとして考えられているのが、乳幼児期の“協働調整”体験の欠如・欠乏である。』との記述を見つけ、今まで私が不登校の子ども達と接する中で体験的に感じていた、その子が根底に抱える不安や緊張に根差した「気力の湧きにくさ」「落ち込みやすさ」の仕組みが理論化されていることを知り、興味を持った。それが、迷走神経を鍵として、自律神経の働きを生理学の視点から解説した『ポリヴェーガル理論』(※2)である。つまり、急増している心の問題等について、神経レベルでの協働調整の不足が共通しているというのである。

乳幼児期の子どもは、自分で自分の状態を言葉で表すことが難しい。また、眠いのにくずる、お腹がすいているのに匙や食べ物を投げるなど、一見すると矛盾するような行動も多い。このように機嫌の揺らぎが大きく、自分の機嫌をうまく調整できない乳幼児期に、身近な大人が(分からないながらも)機嫌をとり、だっこしたりあやしたりお世話を工夫しながら、一緒になってどうしたらいいかを模索する「協働調整」の時間は、子どもの情緒を形成するうえで大切な時間である。日々の暮らしの中で、乳幼児の協働調整について、心からの関心をもって小まめに(量)、そして深い共感をもって丁寧に(質)行えるのは、やはり生活を共にする親(生みの親、育ての親や乳母)であり、そうした子どもの育ちの重要な事柄を、アウトソーシング(預けること)で補うことは難しいように思われる。

特に、特性が強い子、繊細な子、考え方や行動に独自色が強い子は、安易に大集団の中に入れると、周囲とのズレ感が生じ、不安や緊張を溜め込みやすい。その前の準備運動として、身近な大人と一緒に、家庭で十分な協働調整の時間を過ごすことが良いと経験的に感じている(この準備運動期間は人にもよるが、体感的には生後5年程度だと思われる)。それが、思春期における持続的な不安や緊張状態、気力薄弱状態による不登校やひきこもりを引き起こさないための、安定したホルモン分泌や自律神経の調整機能を

育むと私は考えている。ただし、こうした考え方は、古くは三歳児神話や母の愛情不足論など、親の側を傷つける材料として使われていた歴史があり、十分な配慮が必要であろう。

ポリヴェーガル理論が、胡乱（うろん）な考え方として一蹴されるのか、不登校や発達障害が急増している裏付けやトラウマの理解として歓迎されるのかは、まだわからない。和訳された入門書を読むと、同じことが繰り返し書かれているが、数値やデータがなく、ひたすらに文章で説得されている感は否めない（心の分野では、数値やデータをこじつける疑似科学が指摘されており、数値があればいいというものでもないが）。動向を見守りたい。

4. いじめのジャッジは誰のもの

いじめ防止対策推進法の第二条では、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義している。やや飛躍して、「受け手がつらいと思ったら、それはいじめである」という解釈を目にすることもある（※3）。

まず、「いじめを防止すべき」という考え方、および「いじめを受けた側を守るべき」という考え方は、誰からも異論が出ないであろう。しかし私が知る限りでは、いじめの事案が起きたとき、関係する子どもたち誰もが不満や不安を感じていることが多く、明らかにどちらかが加害者でどちらかが被害者であるというケースは、それほど多くない（※4）。

ではその場合に、いったい誰が加害者と被害者を分けるジャッジをするのだろうか。先に訴えたかどうか、普段の行い、先生との関係性、個人の繊細さや精神疾患の有無など、何を判断基準とするのだろうか。

ふと思い出すのが、私が小学校3年頃の出来事である。「キョンシーごっこ」（※5）という遊びが流行り、鬼ごっこように、ジャンプしながら逃げるキョンシー役の子どもたち数人の額に、道士役の子ども1人がお札を貼っていく（貼るマネをする）といった遊びである。あるとき、キョンシー役の子がおでこにお札を貼られた勢いで、壁に頭をぶつけて（ぶつけられて）泣いたことがあった。もちろん故意ではなかったが、やられた子はショックからか、「あいつにやられた」と先生に訴えた。やった側の子は、遊びでやっていたのに突然告げ口されたことに戸惑いを見せ、腹を立てていた。

この件での先生の判断は難しい。やられた側の子（Aくん）は、普段は粗野なふるまいが度々問題になる子で、どちらかというところまで訴えられる側の子であった。一方でやった側の子（Bくん）は、確かに遊びの中で勢いがつきすぎていたことや、普段から乱暴な言動があるAくんに対してやり返しの気持ちもあったようである。今回の件だけで見るなら、Aくんはやられた側であり、たんこぶもでき、涙を流しながら訴えている。

話は変わるが、女子同士の関係はより複雑である。陰口や仲間外れにするなど、部外者の目に見えにくいやりとりが多い。そのうえ、そうした陰口や仲間外れは、本人や仲間内で自覚されていなかったり、やった側と目される当事者からは、「自分もやられていた」や「(別の) あの子もやっている」という、自分だけじゃないという主張がなされることも多い。これまではリーダー格で仲間外れを主導していた子が、クラスが変わってから逆に復讐されて、仲間外れにあって孤立するといった因果応報も少なくない。このような複雑な状況の中で、子どもより権力が強い先生や家族などの大人が、「被害者・加害者」などとジャッジをして、絡まった糸をさらに絡めてしまうことは、よく見る光景である。

こうしたいじめの対応について、気を付けるべき点がいくつかある。今回はその中でも「①ストリートレベル官僚」「②犯人捜しバイアス」の2点について考えたい。

① ストリートレベル官僚

いじめの訴えがあった場合、以前は学校の先生やその家族など、その子に関係する大人が必要に応じて関与するといった、良くも悪くもゆるやかな（そして多分に主観的な）見守りや指導である場合が多かったように思う。一方で、今は教育委員会が積極的に関与する例も多く、場合によっては児童相談所や警察など外部の組織が介入することもある。また、本人や家族など当事者不在の中で、学校の管理職や教育委員会が教員と共に対策会議を開いて方針を決めるケースも見られる。

そうした、本来子どもを支える側である大人の動機は、すべての子どもたちの成長を見守る姿勢や、子どもと家族1人1人の日常の安息よりも、子どもの安全を守るという名目のもとで、組織としてどう介入・対処するかといった「社会的道義」や「組織として決められた役割を果たす道理」が先に立っているように思われる。突如持ち上がったいじめという事態に、日常の授業や活動ではない緊急対応を迫られ、決められた対処をしないと自分たちが責められる側になるという強い緊張感もあり、大人自信が防衛的になってしまうことは、ある意味当然である。まして対策や対応をしてもなお、世間（という名の他人事の正義）からの批判に晒されやすい情報社会であれば、尚更である。

さて、行政学や社会学において「ストリートレベル官僚」という言葉がある。これは、官僚制の末端の職業、（私もその一員と思われるが）教員や警官や福祉職など、クライアントと直に接する立場にある官僚のことである。その態度や行動は微細な裁量に満ちており、裁量をとおして実質的な生殺与奪の権利を行使する抑圧機構に転化しうる危うさを持っているとの指摘がある。同様のことは、専門職による「専門家支配」という言葉にも表れている。

教員や教育に関わる様々な専門職（私も含まれる）は、クライアントに対して強い立場にもなりうる。そのことに無自覚なままに、道義を楯に、相手1人1人への理解や配慮が希薄になったとき、問題は大きくなる。そこには、いじめをジャッジする側だったはずが、容易にいじめる側に変化する怖さがある。「福祉に生命や生活を支える力が一定程度あるからこそ、逆に生命や生活を苦境に陥れる可能性も有しているのである。その最前線にストリートレベル官僚たちはいる。」という言葉をおぼえてはならない。

②犯人捜しバイアス

いじめという言葉は、とても強烈である。社会的な影響力が際立っていて、多くの人を防衛的にしてしまっているように思う。この点は、『失敗の科学』の中で、「魔女狩り症候群」として書かれているエピソードを紹介したい。

ある海外の事件で、母（およびその恋人）の虐待と育児放棄により幼児が亡くなった。その際、報道によって怒りの矛先が、関与していたソーシャルワーカーの女性および地区児童安全保障委員会の女性に向けられた。そのバッシングはさらに高まり、解雇を求める160万件もの署名嘆願や、家族への殺害予告にまで発展した。さながら魔女狩りのように、子どもを保護できなかった責任を問い、強い非難をもって反省させ、今後職責がしっかり果たされるよう要求が高まった。

その結果なにが起きただろうか。社会的な非難を恐れて、ソーシャルワーカーの辞職が急増し、辞めずに残ったソーシャルワーカーの負担増とそれに伴う仕事の質の低下が生じ、ソーシャルワーカーによる家庭への強引な介入が行われ、その結果、家族から引き離される子どもが急増（および里親に預けられる子どもが増加）した。加えて、報告文書が弁明と自己防衛のために長文化し、余分な事務の時間が増えた。つまり、肝心な子どもや家族にとって良いことは何一つなく、さらに期待されていたこととは反対に、福祉職の質が著しく低下したのである。

筆者は言う。「非難が人の心理にもたらす影響は大きい。（中略）問題は、避難したり訴えたり裁判にかけたりすれば、相手は責任感を強く持つようになると思い込んだままでいいのか、ということだ。今のところそれで説明責任が強化されたという証拠はひとつも出ていない」と。提供された一面的な事情しか知らない中で、安全な場所から人を非難し反省を求める身勝手こそ、いじめ、ハラスメント、虐待と定義していいのではないだろうか。その集団心理の影響は、社会全体に暗い影を落とす。

ここでアンパンマンの作者、やなせたかしの言葉を2つ引用したい。「正義のための戦いなんてどこにもないのだ。正義はとても不安定なもので、ある日、突然逆転する。」正義を笠に着ることは簡単である。「悪人を倒すことよりも、弱い人を助ける。」これらの言葉のように、スケープゴートを探したり魔女狩りをするよりも、目の前の身近な人のためにできることをするのが建設的であろう。しかし、そうとばかりはならず、単純な解釈で感情を暴走させてしまうのが人であり、集団心理であると言えるのかもしれない。

5. 区分けと介入

「いじめ」「ハラスメント」「虐待」「性暴力」といった、社会的な道義に反する事柄についての言葉のイメージは強い。ゆえに、一度そのレッテルが貼られた場合には、事の大小に関わらず社会的なダメージは大きい。「いじめ」「ハラスメント」「虐待」「性暴力」は、かなり幅広の事柄を含んでいる人的な災害と言

えるであろう。災害であると考えたら、地震や豪雨のように、誰もが分かる（震度や避難警戒レベルのような）「災害レベル」を設ける必要があるのではないだろうか（※6）。こうした強烈な言葉が使われないこと、使われないような社会になることが良いように思うが、それが難しいのであれば、もう少し詳細に物事を捉えられるようにした方がいいと私は感じている。

さて、今回の文章全体を通底するテーマとして、日常生活を歪めかねない、「無関係の他人事」による介入の有害性を論じてきた。そしてその対極には「身近で親身」な関わりがある。（※7）

時代も内容も飛躍するが、「無関係の他人事」が、「身近で親身」な日々の営みを奪う例を挙げたい。帝国主義の時代に列強が介入した国々は、100年以上経った今でも混乱の最中にある。とりわけ、①紛争解決の名目のもとで、自国の軍隊を勝手に他国に侵入させる、②産品や人（奴隷）などその土地の資源を一方的に搾取したり、貿易と称して自国のものを押し付ける、③勝手に国境線を設けたり利用したいように他国を割譲する、などといった、自己都合による無理な介入を行ったときに相手国の生活は破壊され、混乱する。私は歴史や政治の専門家ではないため、歴史認識については教えを乞いたいところであり、私自身も顧みる必要がある点も多い。とにかく、日常的な関わりがない中で、社会道義的な大義名分を唱えながら区分け・介入することは、そこに暮らす生活者の平素の営みを破壊する危険を常にはらんでいる。

以上から、ミクロな物事・マクロな物事どちらについても、暮らしの流れに逆行するような他人事の区分けや介入は、それ自体が人の安全を脅かすこと、権力による弱者の抑圧という側面があることを、私も含め、子どもの教育に携わるすべての人が折に触れて思い出すことが大切ではないだろうか。そして、そうした感覚は、「身近」に関わる人間としての「親身」な誠意の中から生じてくるように感じている。

注釈

※1 普通：人の状態で普通という状態を定義することは難しい。しかし一方で、個人的な感覚として「普通である（他者と同等である）」「普通でない（他者と同等でない）」という思いに駆られることは往々にしてあるのではないだろうか。

※2 このポリヴェーガル理論は、「安全である感覚」「聴覚（視覚）過敏」「内臓状態の調整」を重要視するとともに、安全な人間関係が神経系のバランスを促し、社会的交流の中で健康・成長・回復を促進するという考え方をもつ。これは、私がこれまでフリースクールの運営やカウンセリングにおいて拠りどころの1つとしている、カール・ロジャーズの「パーソン・センタード・アプローチ」とも一部共通するものを感じている。

※3 法律：既存の法律や制度に基づいて業務を遂行したり、法律や制度を人のために利活用することは大切なことである。一方で、その法律や制度が、人のためになっているのか、功と罪のバランスはどうなっているか、考え、検証し、改善していくことはもっと大切なことであろうと考えている。立教大学法学部のホームページに、『「人のために法はある」という古いことわざがあります。法は人がつくるものであり、人がより良く生きるために、そして、人々が暮らす社会をより

良いものにするためにこそ、その存在価値があるという意味です。』との言葉がある。この「存在価値」を問う姿勢を忘れないでいたい。反対に『悪法も法なり』という言葉もある。最近では校則への世間の目が厳しくなり見直しが進んでいる。見直されたルールや法律すべてが悪法だったとは思わないが、やはり「無条件に従う」よりは、「定期的に人の手が入る」くらいが健全なように思う。

※4 いじめ：これまでには「いじめ」というカテゴリに入れていいか憚られるほどの、残忍な事件や陰湿な事件もある（私は、これらを単に「犯罪」と呼ぶべきだと考えている）。身近にいる大人が、そのような陰惨な事件が生じないようにすることは当然のことである。一方で、子どもは宝である。誰もが陰と陽を持っているが、それも含めて宝である。大人の側が、自分の存在をかけて、（宝のうちの）どちらが正義と勝手にジャッジせず、あたたかく対話すること、間違っていると思うことは違うと言うこと、それを自分の言葉として、大切な子どもたちに届けることが大切なのではないだろうか。

※5 キョンシー・道士：本文において、キョンシーは死体が動き出し人を襲う、中国版のゾンビ妖怪。道士は、僧侶や陰陽師のように、邪を祓う役職。

※6 人的な災害レベル：ネット検索すると、いくつかのレベル設定がされている事例を見かけるが、それが自然災害と同様に周知され認識されているかといえば、否である。

※7 他人事の介入：親身な関与になるか、他人事の介入になるかは、「受け手」の感覚が目安になる。AとBとが対立している場合、どちらか片方が介入を求め、片方は介入を求めている場合、その介入は単に力関係を逆転させて「いじめる側」と「いじめられる側」を逆転させるための加担にならないか、AとB双方に対してニュートラルな立場でいられるか、介入する側が注意深くあることが求められる。

引用・参考文献

こころの科学 234 (2024年3月1日発行) 日本評論社

pp.23-28 武井明「思春期外来での臨床から」

そだちの科学 no.42 (2024年4月20日発行) 日本評論社

pp.9-13 北村俊則「発達障害は疾患概念ではない」

pp.14-20 涌澤圭介「発達障害の診断と治療」

pp.60-65 齊尾武郎「子どものこころを薬で治す—診断の膨張と製薬業界・精神科医」

医療法人社団五稜会病院ホームページ「精神科ならでは?の操作的診断とは」

<https://goryokai.com/files/libs/2821/202403030809365963.pdf>

ステファン・W・ポージェス著 花岡ちぐさ訳 (2018)『ポリヴェーガル理論入門 心身に変革をおこす「安全」と「絆」』

春秋社

マシュー・サイド著 有枝春訳 (2016)『失敗の科学 失敗から学習する組織、学習できない組織』ディスカヴァー・ト

ウエンティワン

長谷川公一・浜日出夫・藤村正之・町村敬志著 (2007)「社会学 (新版)」有斐閣

PHP研究所編 (2024)「新装版 やなせたかし明日をひらく言葉」PHP研究所

立教大学法学部・大学院法学研究科ホームページ「はじめに」

<https://lp.rikkyo.ac.jp/introduction/index.html>